

第5回大牟田市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月10日(金) 午前9時30分から午前10時25分まで
2. 開催場所 大牟田市役所 北別館4階 第1委員会室
3. 出席委員(8名)

会長	古賀	正廣
3番委員	中島	照章
4番委員	梅野	節子
5番委員	鳥越	孝広
6番委員	内野	和幸
7番委員	境	タヅ代
8番委員	松山	規子
9番委員	池端	祥久
4. 欠席委員(1名)

会長代理	石橋	祐一
------	----	----
5. 議事日程

審議事項		
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	
議案第2号	経営基盤強化促進法の規定による許可申請について	
議案第3号	農地所有適格法人の要件確認について	
報告事項		
報告第1号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	
報告第2号	農地法第18条の規定による許可申請について	
報告第3号	非農地証明について	
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	松尾	健一
次長	野田	稔雄
職員	堀江	陽子
職員	福浦	忠紀

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第5回農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、3番委員、4番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名したいと思いますので、よろしくをお願いします。

各委員 はい。

議長 それでは議事に入りたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第1号については、4件の申請がっております。
事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

 1番は、貸借により耕作されていた〇〇さんが相続を機に所有者からの土地処分の話しから取得をされるものでございます。

 2番と3番は、耕作者は同じ〇〇さんの案件で、貸借期間満了による更新申請でございます。

 4番も期間満了による〇〇さんの更新申請でございます。

 いずれも許可基準を満たしていると思われまます。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 事務局からの説明が終わりました。
次に地区担当委員の意見に入ります。

 1番の担当委員は私ですので、意見を述べます。

議長 〇〇さんは、地域の認定農業者であります。この地域は、もう1人の〇〇さんと2人で殆どを耕作されております。そして、この地域は、堤係といって地域の

水回しを全部仕切っておられます。逆に言うと自分勝手には水操作ができない地域であります。そういう所のお世話をされていて、認定農業者ということでもありますので全く問題はないと思います。以上です。

議長 次に2番案件と3番案件は、8番委員ですのでお願いします。

8番委員 はい。〇〇さんは認定農業者でありまして、これまでも申請地を耕作されていきましたので更新されることは問題ないかと思えます。

議長 ありがとうございます。
次の4番案件も私ですので意見を述べます。

議長 〇〇さんは、これまでも耕作されておりましたので問題ないと思えます。

議長 以上で担当地区委員の意見を終わり、審議に入ります。
ご意見やご質問はございませんでしょうか。
(発言者なし)
ございませんか。

各委員 はい。

議長 無いようでございますので、採決に入ります。
1番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で1番案件は、許可することに決定します。

議長 次に2番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で2番案件は、許可することに決定します。

議長 次に3番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で3番案件は、許可することに決定します。

議長 次に4番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で4番案件は、許可することに決定します。

次に

議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長

議案第2号については、62件の申請があります。

なお、58番から62番までの委員に関する案件がございますので、その際は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与できないため、退席願います。

まず1番から57番までの説明を事務局からお願いします。

事務局

はい。今回は、件数も多いため、新規のものの説明を中心としたご説明とさせて頂きまことをご了承ください。

まず1番案件でございます。義父の農地で実耕作をされていた〇〇さんが貸借申請をされ、農業者として個人で参入される案件でございます。新規参入となるため、営農計画書も提出いただいております。

次に2番案件でございます。冬場の裏作のみの貸借で麦作を予定されているものでございます。

3番は、期間満了に伴い新たな耕作者に変更となる案件でございます。

4番は、ブドウと田の分割利用の農地を棚を撤去され、まとめて田利用をされるものでございます。

5番は、貸借期間満了に伴い隣を耕作している〇〇さんが新規貸借されるものでございます。

6番は同じ〇〇さんの更新のものでございます。

7番は、自作地から新たに前推進委員である〇〇さんが貸借されるものでございます。

次の8番から57番までの案件は、全て期間満了による更新申請でございます。ご審議の程よろしくお願いします。

議長

事務局説明が終わりました。

私から一ついいですか。55番の契約区分が無しとなっておりますが、どういうことでしょうか。

事務局

大変、失礼いたしました。

総会資料の訂正をお願いいたします。55番の契約区分の項目が「無し」と記載しておりますが、正しくは再設定のため「再」でございます。

登録操作時の選択ミスでございます。申し訳ございませんでした。

議長 はい。それでは事務局説明が終わりました。
皆さんから何かご意見ご質問はございませんか。
(発言者なし)

議長 ございませんか。

各委員 はい。

議長 では、採決に入ります。
議案第2号については一括採決にしたいと思いますがよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 では、一括採決といたします。
1番から57番案件までを許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で許可することに決定いたします。

議長 次に58番、59番案件に入りますので、6番委員は退席をお願いします。
－6番委員退席－

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。それでは、58番、59番いずれも期間満了による更新申請でございます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。何かご意見ご質問はございませんか。
(発言者なし)

議長 無いようですので審議を終わり採決に入ります。
58番、59番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございます。
全員賛成で、許可することに決定致します。
6番委員の入室をお願いします。
－6番委員着席－
6番委員の案件は、許可に決定しました。

議長 次に60番から62番までの案件に入りますので、私は退席し、以後の進行は4番委員にお願いしたいと思います。

－会長退室－

4番委員 それでは、会長を代理しまして私が議事進行を行います。
60番から62番までの説明をお願いします。

事務局 はい。いずれも期間満了による更新申請でございます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

4番委員 それでは審議に入ります。ご質問ご意見はございませんか。
(発言者なし)

4番委員 無いようですので審議を終わり採決に入ります。
60番から62番までの案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)

ありがとうございます。

60番から62番までの案件は全員賛成で許可することに決定します。

それでは、会長の入室をお願いします。

－会長着席－

会長の案件は許可に決定しました。

会長に関する案件が終了しましたので、議事進行を会長と交代します。

議長 以上で議案第2号を終了します。
続いて

議案第3号 農地所有適格法人の要件確認について

議長 このことについて2件の報告がっております。
事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。

この度、2法人から報告書の提出がございましたので、各要件を満たしているか審議をいただくものでございます。

報告書の数値等を元に一覧表として総会資料にまとめているところでございます。

まず、〇〇の各要件は適と思われるます。

次に、〇〇も各要件は適と思われるます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局から説明がありました。
私から確認ですが、よろしいですか。日付けが記載されておりますが、これは設立年月からですか、それとも決算のどちらですか。

事務局 決算でございます。

議長 ありがとうございます。
皆さんから何かご意見ご質問はございませんか。
(発言者なし)

議長 ございませんか。

各委員 はい。

議長 無いようですので、質疑を終わり採決に入ります。
2法人について要件を満たしていることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございます。
全員賛成で要件を満たしていることに決定いたします。
以上で議案第3号を終わります。

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議長 それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
1番、2番は、資材置場利用のための転用申請でございます。
3番は、住宅用駐車場利用のための転用申請でございます。
4番は、資材置場利用の転用申請でございます。
以上です。

議長 何かご質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので報告第1号を終わります。

報告第2号 農地法第18条の規定による許可申請について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局

はい。

1番は、3条取得のため解約申請でございます。

2番は、ブドウを作付されていた〇〇さんが、規模縮小のための解約申請でございます。現地の棚も撤去済みで新しい耕作者から利用権申請があっているものでございます。

3番は、息子さんが相続されたことにより場所確認等を進める中で、庭先の一部となる藪地であることが判明し、貸借の解約となったものでございます。

先代のお父様が地域の農事組合法人設立時に地目田となっている農地全部を貸出申請されてしまっていたことが要因かと思われま。

なお、こちらについては、冬期の森林化した農地調査の対象とすべき土地と考えているところでございます。以上です。

議長

はい。説明がございました。

何かご質問はございませんか。

(発言者なし)

無いようですので次に進みます。

報告第3号 非農地証明について

議長

事務局から説明をお願いします。

事務局

はい。

いずれも土地処分のための登記地目整理のための申請でございます。

以上です。

6番委員

1番は市街化調整区域ですので委員も確認することになっていませんでしたでしょうか。

事務局

築50年近くの家が建っていたため、市街化区域と同じ取扱いをしておりました。後追いとなりますが、委員にも写真等を見ていただき説明をいたしたいと思っております。失礼いたしました。

議長

後追いとなりますが委員にも見ていただくことを実施とのこと。6番委員、よろしいですか。

6番委員

はい。

議長

他に質問はございませんか。(発言者なし)

無いようですので、報告第3号を終わります。以上で報告事項を終わります。

これもちまして第5回総会を終了いたします。

閉会

以上